

# かなた新聞

高橋税経グループ

かなた税理士法人

■かなた税理士法人 TEL:027-361-5568

■群馬M&Aセンター TEL:027-364-8040

■相続手続支援センター群馬 TEL:027-363-5959

〒370-0006 群馬県高崎市問屋町4-7-8 高橋税経ビル FAX:027-361-9591 URL:http://www.takahashi.co.jp/ E-mail:info@takahashi.co.jp

## 読書コーナー

### どんな仕事も楽しくなる3つの物語

著者：福島正伸

この本は、10年前にある経営者の方から勧められたものです。仕事を楽しくする3つの物語が紹介されています。一つ目は、駐車場の管理人さんの話です。いつでも明るく挨拶をする管理人は、雨の時には自分の傘を差し出し、駐車場が満車のときには外で入ろうとする車に頭を下げて謝ります。その管理人が退職をする際にたくさんの人から花束やお土産をもらったというお話です。仕事に関わっている人の姿勢が仕事を面白くしたりつまらなくしていることを教えてください。二つ目は、タクシー運転手の話です。運転手は自分の会社を日本一の会社にした



という思いで、運転の技術やお客様への接客を丁寧にしています。そのお客様がまた利用してくれた時に話の続きができるように会話の内容をメモで取っています。会社を日本一にするという大きな夢に向かって仕事をしていると、どんな仕事も素晴らしい仕事に変わるということを教えてください。三つ目は、ペンキ屋の話です。塗装業を営む親の仕事が嫌いであった主人公が、学生の自転車をペンキで塗ったことが放置自転車をなくすことにつながるとして警察から講師の依頼がきたという話です。どんな仕事でも誰かに喜びや感動を与えることができるということを教えてください。

仕事をしているとお客様に感謝されることもあれば、嫌な思いをすることもあります。そうなった時にどのように考えられるかで仕事の取り組み方や今後の成長度合いが変わってくると思います。この本を読んで、自分の仕事への取り組み方をもう一度考えさせられました。どんなときでも前向きに自分に原因を求めて仕事をしていきたいと思いました。

(文責：三友)

## 新入社員紹介



新井 悠叶

4月から入社いたしました、会計税務部2課の新井悠叶と申します。今年の3月に中央情報経理専門学校を卒業いたしました。かなた税理士法人に入社いたしました。趣味はソフトテニスです。地元のソフトテニスクラブに所属していて、水金土の週3回通って

ます。一般の大会で勝つことはなかなか難しいですが、結果を出せるように頑張りたいです。社会人としての生活がスタートしたばかりで不安なこと、わからないこと等もたくさんあり、ご迷惑をおかけすることもあると思いますが、一日でも早く業務になれるよう、日々取りくんでいきますのでよろしくお願ひいたします。

## 将軍の日(中期5カ年経営計画作成セミナー)

### 『将軍の日』とは

戦国時代、将軍が戦場から離れた陣営で、戦局を見据え戦略・戦術を立てたように、経営者が日常業務から離れ電話も来客もない環境で、将来を見据え経営計画を作るセミナーです。社長を将軍にみ立て、『将軍の日』と命名されました。

### 【受講料】

55,000円(税込)/名  
2名様以降5,500円(税込)

お問い合わせ：かなた税理士法人  
027-361-5568 担当：森平



### 先行経営Tasseiを行いませんか!

先行経営 Tassei とはズバリ「経営者の描く目標を達成させること!」です。そして目標を達成させるためには「経営計画」が必要です。経営計画を立てても実現しないのは、計画とズレたことを把握したあとの行動が伴っていないから。計画とのズレを毎月見定め、修正行動に移す。この一番実践できない「修正行動」の部分で、実際に行っていくことが出来るのが「先行経営 Tassei」なのです。と同時に、経営者の意識や行動が明らかに変化します。

【料金】月額 55,000円(税込)から

### 編集後記

二十四節気では、立夏を迎える5月が夏の始まりです。クールビズも5月スタートで暑い日が増えますので、ご自愛ください。

## 所長挨拶

薫風の候、皆さまにはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

納税者にとってはどうしても怖い存在である税務署ですが、その税務署や他の官庁にとってさらに怖い存在が会計検査院。

その会計検査院の二人目の女性院長に今年就任したのが



田中弥生さんです。

いわゆる役人上がりではなく、男女雇用機会均等法施行前の民間企業への就職に始まり、その後7回の転職を重ねてきた一般の苦勞人。

日経新聞の日曜日の特集「My Story」によりますと、運命の出会いが32年前に読んだ、経済学者ピーター・ドラッカーの著書「新しい現実」だったと言います。

その後、ドラッカーに師事するためアメリカに移り住んだ田中さんですが、そこで研究対象としたのが非営利組織(NPO)。さらにタイミングよく舞い込んだ日本の出版社からの邦訳依頼の対象となったのが、ドラッカーの非営利組織に関する著作。早速ドラッカーに「日本語版への序文」の書下ろしを頼みに行ったそうです。

翌日届いた原稿には、ドラッカーの日本の「共助」への深い理解と共感が記されていたと言います。

「私は阪神大震災における非政府組織の対応の速さとその効果に大変興味を覚えた。しかしながら日本の多くの友人のようにそれに驚いたりしなかった。」

「実は地域ボランティア組織は日本の風土に深く根付いたものなのである。」

そこまで読んで、私は以前から聞いた「村八分」のいわれを思い出しました。

「村八分」と聞きますと、地域で大きな不義理を働いた家族が、その地域から一切の関係を断たれてしまうという意味だと思っていたのですが、実はそうではなく、「八分」(ほとんどの付き合い)は関係を遮断されながらも、残りの「二分」については関係が継続するのだそうです。

その「二分」とは「火事」と「葬式」。

どんなに不義理を働いた家であっても、そのような非常事態においてはやはり協力の手を差し延べるという「共助」の考え方もともと日本にはあったということなのでしょう。

いくつもの経験を重ねて会計検査院の院長に就いた田中さんがこだわっているのは、会計検査院が「国の財政を監督する」という役割をはっきりうたうことだと言います。

コロナ以降ますます悪化する日本の財政に対して、「見て見ぬフリをする」空気こそ危ういと言ひ、社会に課題があればその解決に参画する「市民性」に期待すると結んでいました。

「目に青葉、山ほととぎす、初鯉」の季節になりました。日本の初夏を存分に楽しみたいと思います。

皆さまのご健康とご多幸を心からお祈り申し上げます。

### Contents

- P1 所長挨拶・目次
- P2 税務トピックス
- P3 Q&Aコーナー

- P4 読書感想文
- P4 新入社員紹介
- P4 将軍の日
- P4 編集後記



かなた税理士法人 ～税務TOPICS～

中小企業の資金繰りを改善すべく  
「約束手形」決済60日に短縮・廃止へ

約束手形とは、期日までに決められた金額の支払いを約束する有価証券の1つです。約束手形の代金を支払う側を「振出人」、代金を受け取る側を「受取人」と呼びます。手形を発行することは「振り出し」といい、振出人が受取人に対して約束手形を振り出すことで、現金での代金決済の代わりにすることが可能です。

現在の約束手形は、振出人のメリットの方が多く受取人にとっては  
大きなリスクを伴うケースが多い!

約束手形の代金を支払う側のメリット◎

- 支払いを先延ばしできることで資金調達のための期間が猶予できる
- 取引に利子がかからない
- 会社が社会的信用を得られる

メリット

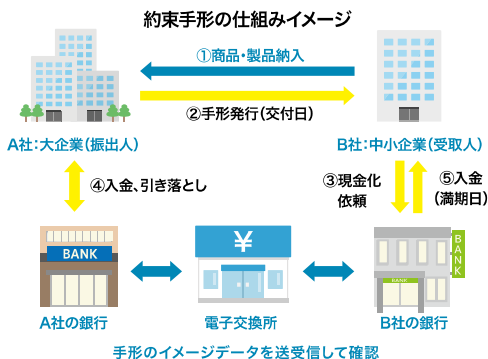
デメリット

約束手形の代金を受け取る側のデメリット△

- 入金が遅い
- 郵送料の負担を求められるケースがある
- 取引手数料を支払う必要がある

改正① 2024年11月から適用予定  
②～⑤にかかる日数を120日60日に短縮

改正② 2026年までに約束手形が利用廃止される!  
+ 2026年度末まで全面的な電子化の方針を示す



電子化活用メリット			
	業務負担軽減	現物管理不要 リスク低減	コスト削減
支払側	手形の発行や郵送作業などの事務負担軽減	ペーパーレス化により紛失・盗難、災害などの心配がない	郵送料や手形帳代金不要
受取側	WEB引取完結	入金期日に自動入金される	領収書不要

さらに、今後は電子記録債権やインターネットバンキングによる振込に移行していく動きがあります!

約束手形の廃止に伴う代替案「でんさい」とは?

事業者の資金調達の円滑化などを図るべく創設された「株式会社全銀電子債権ネットワーク」通称: でんさいネットが取り扱う電子記録債権です。紙の手形の問題点を克服した金銭債権として多くの企業が活用しています。

支払側	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ペーパーレスだから手続きが楽! 送付費用もゼロ</li> <li>● 印紙税は課税されません</li> <li>● 支払手段の一本化で効率化</li> </ul>
受取側	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ペーパーレスだから保管も不要</li> <li>● 必要な分だけ分割して譲渡や割引ができる</li> <li>● 入金期日に自動入金されるので取引手続き不要</li> <li>● 債権を有効活用でき資金繰りに役立てられる</li> </ul>

でんさい利用方法

取引金融機関に利用申込書を提出する

取引金融機関の審査・利用契約を締結

「利用者番号」(英数字9文字)が割り当て

※利用開始手続は、支払先となる取引先の「利用者番号」と口座情報が必要



Point! 中小企業にとって、安全な回収、短期サイトの実現、コスト削減に向けた対策は重要です。  
2026年の約束手形廃止に向けて、今のうちに電子化を検討してみましょう!

Q & A コーナー 「どうしよう?」にお答えします!



Q 令和6年分の所得税について政府が実施するとしている給与収入に係る源泉徴収税額からの控除(定額減税)について、その対象者となる「扶養親族」の数は、毎月の給与計算や賞与計算における「扶養親族等の数」と同じになるのでしょうか。教えてください。



A 毎月の給与計算や賞与計算における「扶養親族等の数」と、令和6年実施予定の定額減税における「扶養親族の数」とは必ずしも一致しないため、事前の確認が必要となります。詳細は下記解説をご参照ください。

(解説)

1. 令和6年に実施の所得税の定額減税の概要

令和6年分の所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)を実施します。具体的には、居住者※1の所得税額から、原則として、下記の特別控除の額を控除するとされています※2。

- ① 本人:3万円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に該当する人に限ります):1人につき3万円

※1 居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいいます。

※2 その人の令和6年分の合計所得金額が1,805万円以下である場合に限りこととされています。

2. 所得税法上の「扶養親族」とは

所得税法上の「扶養親族」とは、居住者の親族(その居住者の配偶者を除きます)並びに児童福祉法に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法に規定する養護受託者に委託された老人で、その居住者と生計を一にする人※3のうち、合計所得金額が48万円以下である人と定められています。

※3 青色事業専従者としてその年を通じて一度でも給与の支払を受けた人及び白色事業専従者を除きます。

3. 所得税法上の「控除対象扶養親族」とは

所得税法上の「控除対象扶養親族」とは、上記2.の扶養親族のうち、居住者である人については、その年の12月31日現在の年齢が16歳以上の人をいうと定められています。

4. 所得税の定額減税における「扶養親族」とは

上記1.の所得税の定額減税における「扶養親族」とは、上記2.の扶養親族が該当することとされています。

そして、居住者に該当する人に限られます。

言い換えますと、上記3.の控除対象扶養親族からは除外されている年齢16歳未満の扶養親族も、定額減税の扶養親族には含まれる(居住者限定)ということになります。

したがって、毎月の給与計算や賞与計算における「扶養親族等の数」と、令和6年実施予定の定額減税における「扶養親族の数」とは必ずしも一致しないことから、定額減税を実施する際には各人ごとの扶養親族の数(16歳未満の扶養親族を含めた居住者の数)を確認しておく必要があることとなります。

